（求職の承認の手続）

**第四条**　法第十六条第二項第三号の承認（以下「求職の承認」という。）を得ようとする管理運用法人役職員は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生労働省令で定める書類を添付して、これを任命権者に提出しなければならない。

一　氏名

二　地位

三　当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者（法第十六条第一項に規定する利害関係金融事業者をいう。以下この条において同じ。）の名称

四　当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者の業務内容

五　職務と当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者との関係

六　その他参考となるべき事項

（求職の承認の附帯条件）

**第五条**　任命権者は、求職の承認の申請があった場合において、業務の公正性を確保するために必要があると認めるときは、当該求職の承認に際し必要な条件を付することができる。

2　任命権者は、前項の規定による条件に違反したときは、求職の承認を取り消すことができる。

（金融事業者再就職者による依頼等の承認の手続）

**第六条**　法第十七条第四項の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする金融事業者再就職者（法第十七条第一項に規定する金融事業者再就職者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

一　氏名

二　生年月日

三　離職時の地位

四　金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者の名称

五　金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者の業務内容

六　離職前五年間（金融事業者再就職者が法第十七条第二項に規定する地位に就いていた場合にあっては、当該地位に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

七　当該依頼等の承認の申請に係る管理運用法人の役員又は職員の地位及びその職務内容

八　当該依頼等の承認の申請に係る法第十七条第四項の要求又は依頼の対象となる契約事務

九　当該依頼等の承認の申請に係る法第十七条第四項の要求又は依頼の内容

十　その他参考となるべき事項

（金融事業者再就職者による依頼等の届出の手続）

**第七条**　法第十七条第五項の規定による届出は、同条第一項から第三項までに規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出して行うものとする。

一　氏名

二　地位

三　依頼等をした金融事業者再就職者の氏名

四　前号の金融事業者再就職者がその地位に就いている金融事業者の名称及び当該金融事業者における当該金融事業者再就職者の地位

五　依頼等が行われた日時

六　依頼等の内容

（理事長への再就職の届出の手続）

**第八条**　法第十七条の二の規定による届出をしようとする者は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

一　氏名

二　生年月日

三　離職時の地位

四　離職日

五　再就職日

六　再就職先の金融事業者の名称

七　再就職先の金融事業者の業務内容

八　再就職先の金融事業者における地位

九　求職の承認の有無

（理事長による報告の特例）

**第九条**　管理運用法人の理事長による法第十七条の三の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の八第三項の規定による報告に関する独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第十七条の規定の適用については、同条中「第五十条の六」とあるのは「第五十条の六及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第十七条第五項」と、「通則法第五十条の八第一項」とあるのは「同法第十七条の三の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の八第一項」とする。

**附　則**

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

# 告　示

**○内閣府告示第三千五十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十八年内閣府告示第六号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十九年九月七日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　阪南市

二　地域再生計画の名称　阪南　こども子育てみらい計画

三　地域再生計画の区域の範囲　阪南市の全域

**○内閣府告示第三千五十一号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五百九十四号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年九月五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業
国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業、特定実験試験局制度に関する特例事業及び国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

**○内閣府告示第三千五十二号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百二十八号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年九月五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　福岡市・北九州市グローバル創業・雇用創出特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業
国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業、高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置、都市公園占用保育所等施設設置事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、特産酒類の製造事業、航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認関連事業、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業及び課税の特例措置活用事業